

## 全員協議会次第

令和 3 年 7 月 2 0 日  
全員協議会室 9 : 3 0 ~

1. 開 会 ( 9 : 3 0 )  
郡司事務局長

2. 挨拶  
小松議長

3. 協議事項  
( 1 ) 三芳町監査委員に関する条例の改正について

4. 報告事項  
( 1 ) 総務常任委員会  
( 2 ) 議会広報広聴常任委員会  
( 3 ) 議会運営委員会  
( 4 ) 政策検討会議

5. その他

6. 閉 会 ( 1 0 : 3 0 )  
山口副議長

令和3年7月20日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二  
議員 吉村美津子  
議員 桃園典子  
議員 林善美  
議員 落合信夫  
議員 本名洋  
議員 細谷光弘  
議長 小松伸介

議員 鈴木淳  
議員 内藤美佐子  
議員 細田三恵  
議員 菊地浩二  
議員 増田磨美  
議員 井田和宏  
副議長 山口正史

欠席議員

なし

説明者

総務課長 高橋成夫

課・当幹  
務担  
務  
山崎陽介  
総務  
庶主

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局記 山田亜矢子

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は全員協議会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、大変にありがとうございます。

また、梅雨が明けて、本当に暑い日が続いております。皆さん、熱中症には十分気をつけていただきたいというふうに思っております。私も実は昨日、熱中症なのかなというぐらい頭が痛くて、1日ダウンしてしまっただけですけども、本当に気をつけていただきたいというふうに思っております。

本日は、監査委員に関する条例の改正ということで、総務課に来ていただいておりますけれども、皆様の慎重審議をお願い申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

○事務局長（郡司道行君） ありがとうございます。

---

◎三芳町監査委員に関する条例の改正について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項に入る前に、飲料水の持込みと飲用を許可したいと思います。

協議事項（1）、三芳町監査委員に関する条例の改正ということで、総務課長と主幹のほうに来ていただいております。説明のほうはどちらが。

では、総務課長、よろしく願いいたします。

○総務課長（高橋成夫君） おはようございます。総務課です。貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。失礼ながら、着座にて説明させていただきます。よろしく願います。

まず、三芳町の監査委員に関する条例改正について、町の考えをご説明させていただきたいと思います。さきの6月の第4回三芳町議会定例会において、内藤議員のほうからの一般質問において答弁させていただきましたが、平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律、こちらにおきまして監査制度の充実強化として、議員選出監査委員の選任の義務づけが緩和されました。

お配りしております資料、こちらの2の地方自治法のところを御覧いただきたいと思います。現在、監査委員におきましては、地方自治法第195条に基づき、町村にあっては監査委員の定数は2名としているところであり、その監査委員においては、地方自治法第196条において、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する方を選任することになっております。現在、町の監査委員は、町の事情に精通した識見のある方と、議会よりご選出いただいております2名の方をお願いしているところでございます。

ここで、今回ご説明させていただく趣旨でございますが、限られた財政の中で効率的、効果的な事務事業の執行のために、監査委員の独立性や専門性を確保し、令和2年度から適用された監査基準に基づく監査機能のさらなる充実強化をしていく観点から、外部による人材を確保し、財務管理や経営管理に精通した専門性のある方による監査を実施することで、リスク管理を高め、さらなる住民サービスの向上に努めていきたいと考えているところでございます。

ついては、現在議員選出監査委員を、外部による委員とさせていただきたいと考えているところでございます。そのためには、三芳町監査委員に関する条例の改正が必要となり、地方自治法第196条の規定に基づき、議員より監査委員の選任をしないと定める条項を追加する条例改正が必要となります。地方自治法による議員選出監査委員は、議会の監視機能の一部であることから、まずこちらの議会のほうにご説明させていただきまして、改正に対するご意見等をいただければと考えておるところでございます。いただきました議会からのご意見等を踏まえて、改正条例の内容や上程時期などについて検討していきたいと考えているところでございます。

資料3に他団体の条例、こちらを載せてございます。県内では、上尾市が議員選出監査委員をやめ、外部の監査委員を選任しております。

また、この改正の承認をいただける間は、監査機能を担保するために、さきにご同意いただきました井田議員に、引き続き継続して監査委員をしていただきたいと考えているところでございます。

以上、雑駁でございますが、説明は以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして何か質問等があれば、受けたいと思いますが。ありませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

他団体の条例ということで上尾市が示されていますけれども、町村で取り入れているところはあるのですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

県内は上尾だけなのですが、町で1つ大阪のほうの熊取町、こういうところでは実際事例がございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その熊取町で、外部で入れたのはいつからなのですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

今年の4月から選任しております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

条例で今2名ですよね、監査委員。3名にすることもできるのですよね。3名にしないで、議選から外部にするということを選択する理由ってありますか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

まず、地方自治法の改正で緩和されたというのが一つの理由で、3名にすることも条例で可能なのですが、実際2名で、緩和によって議員選出から変えられるということがありましたので、そちらのほうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

監査機能の強化という面で言えば、2名より3名で専門家が入ったほうがいいですし、町の事情をよく知っているのは、議員のほうが知っているということになると思うのです。なのに、あえてなぜ2名のままにするのかというのを聞いているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

地方自治法の195条では、町村にあっては2人ということになっているのですが、ただし条例でその定数を増加することができるということになっておりますので、今現在では2人のままで変えたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ですから、今回改正するに当たって、3名も可能なわけですよね。なのに、なぜ2名という選択をするのかという理由が知りたいのです。特に理由がなくて、今回改正するに当たって、こういうことを考えているというだけなのかどうか。要するにこの改正が何のために行われるのかということだと思うのです。監査機能の強化ということであれば、違う道もあると思うのです。ただ、自治法が変えたからといって、変えなければいけないわけでもないですし、そこら辺の動機づけというのがいまいच्छりこないなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

監査委員強化ということであれば、当然議員さんにも入っていただいて、3名というのも考えられるところでございます。今、2人ということになっていたので、今のところそれも踏まえて、議会からの意見ということでいただきたいと思っております。3名、さらに強化になると思うところもあるのですけれども、今のところ町執行部としては2人のままで考えて、うち議員選出のほうを外部という考えでいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに議会から監査委員になっているということの立場もあると思うのです。そういったことも踏まえて、議会から意見をすればいいということですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

先ほどご説明でもありましたけれども、議会の監視機能の一つということは、当然認識しているところでございますので、それも踏まえて議員からも1名、そのほかに1名ということも考えられる手段でございしますが、それも踏まえて議会の議員さんが監査、決算審査とかでもちょっと外れ、監査委員が質問できないとか、いろいろございましたので、そういうのも踏まえながら、議員さんとしては監査でそのまま引き続きなのか、それとも別で考えるのか、その辺を踏まえて意見をいただきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その意見については、期限はあるのですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えします。

期限、特にうちのほうは今ご審議いただきたいという考えでありまして、そのご意見をいただき次第、条例等の改正等も考えていきたいというところでございますので、当然9月に間に合わない。早ければ12月、その先になりますと翌年度の改正、3月という形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、戻ったら、前回の6月の内藤議員が行った一般質問の会議録はまだ出ていないので、私も確認しようと思うのですが、町としては議員監査は廃止というか、やめて外部監査にしたほうが、町としての公益性というか、しっかりと監査機能も維持しながらよくなるという意味での提案なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

6月の定例会で答弁させていただいたところでございます。議会から監査委員さんが来て監査していただいて、これが全然問題あるというわけではないです。住民監査請求とか、いろいろこの先考えられることもございますので、さらに専門的な人材というところで、監査の精度、監査の独立性とか、その辺を考えた上で外部の税理士とか公認会計士、こちらのほうの検討を進めたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 先ほど菊地議員からもありましたけれども、増やすというのではなく、議員選出監

査に代わって外部の監査を入れたほうが、有益だというお考えだということですのでよろしいですね。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

あくまで議員さんから監査委員を否定ではないです。これが足りないということではないのですけれども、そのほうがそういう監査機能の強化的には、税理士とか専門性のある方に見ていただいたほうが、増員ではなくて、そういう意味で自治法のそういう緩和がありましたので、こちらの意味でうちのほうも提案として出させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

説明ありがとうございます。6月定例会で一応投石というか、問題点をということで質問させていただいたのですが、自分自身が監査委員をさせていただきました。私は、住民に選ばれた議員として、決算審査等で住民目線で審査をしていくというのが、議員の本分だろうなというのはずっと思っていました。ただし、内部の監査委員に求められるのは、やはり専門性だと思うのです。議員としての見る目というのは、決算審査で十分それは負託に応えられるかなというふうに思うのですけれども、専門的な知見を持った方の鋭い監査機能というのは、これは絶対必要になってくるというのを感じながら、特に住民サイドからの行政に対する不安だとか、いろいろ問題が起きたりだとか、そういうことについて応えられるのは、やはり第三者の目をしっかりと入れているか、入っていないかということだと思って、私自身は議選の監査委員は廃止してでも、専門の方を入れたほうが良いというふうにも考えていました。

この改正に先立つ総務省の地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書の中で、監査委員の専門性及び独立性については、いろいろ問題点が指摘されていて、監査委員の専門性及び独立性をしっかりと高めていかなければならないということと、議員から選任される監査委員は、地方公共団体の内部の者であり、専門性及び独立性は不十分ではないかという意見が多く出されておりました。

また、議員が監査委員になるという問題点としては、やはり中立性の困難さ、また専門性の欠如、それから議員活動との両立の難しさ、それから執行機関の中に議員が入るというガバナンス上の原理的な問題ということが指摘をされておまして、そのとおりだなというふうに思っておりました。やはり二元代表制で、議会というのは、最終的には議会で決するのが議員の仕事だと思っておりますけれども、そこに至るまで、議案として上がってくるまでにしっかりとした専門的な目が入るということを望むものであり、議選の監査委員というのはやめてでも、決算審査のほうでしっかりと議員さんも審査に参加できるという形にしていたほうが良いという思いで、私自身はずっとその思いを持っておりましたので、質問させていただいたところで、メリット、デメリットもいろいろあると思うのですけれども、しっかりと精査をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） ありがとうございます。

うちのほうもさっきもちょっとお話しさせていただきましたが、あくまで議員の選出監査委員が不十分とか、そういう意味ではなくて、そういった面で強化とか、しっかり監査していただきたい。決算のときにも議員として、監査委員は入れないところがございますので、そこにも入っていただきたいとか、そういうこともございます。今回、うちのほうはそういった意味で、議会のほうのご意見として意見をぜひ聞きたいということで、町の考えをご説明させていただいて意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。おはようございます。

強化するために専門の方ということで、税理士さんとかを考えているとおっしゃっていましたが、その税理士さんというのは、町にいろいろ関わって町の仕事をされている方を考えていらっしゃるのか、また別にお呼びしてと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

うちの考えとしては、全く町と関わっていない税理士さんを外部からお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。今日はありがとうございます。

幾つか聞きたいことがあるのですが、まず今、地方自治法の例と他団体の条例、これが出ていますが、外部の人間を選任するということに当たって、外部の人間の要件というか、その辺はどこか別の条例で規定されるということで考えてよろしいのですか。というのは、例えば町内の人間であるのか、外部の日本人であるのか、外国人であるのかも何も今分かっていないのですが、その辺の部分というのは別な条例で決めるということでよろしいのですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

他団体、ほかのところの条例をいろいろ調べますと、それだけの条例というのはなくて、報酬のところでは識見を有する者とか、ある程度弁護士、公認会計士、税理士とか、こういったことで規定しているところが見受けられますので、報酬のほうで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） その場合、さっき言ったように町内の人間であるのか、日本人であれば、ほかの都道府県でもいいのか、あるいは外国人でもいいのかとか、いろいろ決めなければいけないことがあるので、よくあるのは識見のある人間ってよく使われますが、一体何の識見があるのかと、何も書いていないことがほとんどで、今回これを改正しようとするのであれば、きちっとどういう識見を持つのかというところまで



規定すべきだと思うのです。でないと、場合によっては機能強化にならないかもしれない。そこは報酬のところでもって言うけれども、そこで規定するのか、別に監査委員の要件として規定するのか、それはどこかで規定しないと、町としては目的にそぐわないことが起こりかねないというのを危惧しているのですが、そこはきちっと進められる予定なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

監査基準等がございます。その辺の中で、その辺の文言の規定と要件のこととかも、今考えていかなくてもはいけないなと思ったところでございます。

それと、あと議会の同意がこれは必要になってくる人事案件になりますので、しっかりその辺でもご審議いただきたい。うちのほうもしっかり考えて同意案件として出しますが、ご審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

同意はもちろん必要なのですが、細かいところまでほとんど分からない。例えば識見を持つということが、例えば会計士であるのか、公認会計士であるのか、任意でやっている会計士なのかと、いろいろありますよね。企業なんかでも外部の監査団体に頼むことがあります。企業の場合は大概の場合、税法が基準になるのです。ところが、公共団体というのは基本的には税法にあまり縛られませんから、そうするとむしろ会計士でも、実はいわゆる公共団体の会計に疎い人もいらっしゃるのです。企業会計ばかりで。だから、そこをきちっとしないと、強化するという目的にそぐわないことが起こりかねない。それをどうやって防ぐのか。それこそリスク管理だと思うのですけれども、そこはぜひともきちっと規定していただきたいと思っております。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

貴重なご意見、ありがとうございます。しっかり何が目的であるかということ、その辺の危機管理、リスク対策とか、そういうのも当然見据えた上でのお話ですので、しっかり監査基準等の中で基準を設けて選任をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 最後にします。

私も特に識見を有するとか、すごく引かかるので、意見を出したいと思うのです。せつかくここで来られているのだから。まだ時間ありますよね。まさか9月議会ではないと思うので、きちっとやっていただきたい。私としても意見を出したいと思うのですが、それはいつ頃まで出す、出せるとか、出したものを受け取っていただけるのか、まだ聞いていないのですが、出せるとしたらいつまでとか決めていただきたいと思うのですが。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

うちのほうの急なお話で申し訳ございません。早ければという考えがやっぱりあります。この前、井田議員に選任同意したばかりで申し訳ないのですが、早ければ12月というのも一つ考えているところでございますので、9月中ぐらいまでにご意見等ございましたらお願いできればなど。勝手なこちらのお願いでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

さっき私が期限はと言ったら、決まっていなくて、12月駄目だったら3月という話があったと思うのですが、どうなったのですか、その話は。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） すみません。期限という話が今ございましたので、すみません。

うちのほうは、考えをここでご説明させていただいて、執行部側としてみれば、議会からのご意見を待つて考えていきたいということですが、今ちょっとお話しした早くできればという話で、12月ということも考えると9月にいただければなどということで、勝手なこれは私の考えでございます。すみません。失礼します。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

そうしますと、12月議会または来年の3月議会ということで改正が行われれば、執行側としては専門的な監査委員という形は、来年の4月1日から行いたいという考えがあるということによろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

まず、先ほどご説明した条例の改正と、あと報酬の改正、同意案件、それと予算がこれは変わります。報酬の金額が変わる。恐らくこの今の金額で到底足りなくなってくると思いますので、その辺の予算との絡みもございまして、4月から遅くてもという考えはございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

一般質問のときにメリット、デメリットと聞いたときに、デメリットの中に報酬のことを挙げられておりました。私は、別にそれがデメリットになると思っていなかったのですけれども、確かに今の報酬では、議選は別にいただかなくてもいいのですけれども、代表監査の方も同じような金額で行われているわけですが、そのくらいの金額だと、どうしても専門的な方というのは引き受けられないだろうというのもございます。大体報酬の条例が出てこないと分からないところではありますけれども、どのくらいと言ったらあれかな。どんなふうな報酬制度になるのか。何か今までとは、今は月額だったのですけれども、例えば参加していただいた日の日当だとか、いろいろ考えがあるのかどうか。もしあれば、教えていただきたいと思

ます。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

今現在、参考に県内の唯一の上尾市さんの報酬を細かくは計算というか、調べていないのですが、上尾市で税理士で月額7万5,000円という今報酬の金額が出ておりますので、こちらをまず基準にして検討はしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

そうしますと、代表監査委員というのはそのまま住民代表という形で、あともう一人専門的な方を必要としてということで、そのお二人の報酬が、別にどこを代表して来ているということは変わらず、お二人とも同じ金額ということでよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

今現在、同額と考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議選をやめて、もう一人のほうは外部で税理士さんとか考えているというのは、これは決定なのですか、それを聞きたいのですけれども。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

議員選出の監査委員の代わりに外部からの税理士や公認会計士、この辺を考えているところでございますが、これはあくまで議会からのご意見等いただいて、これから検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに執行側としては、外部からを入りたいということですか。それは決定をしているということですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

外部からの監査委員を入りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要するに2人だと、1人は元職員でもいいのですよね。そういったところからは考えていないのですか。町のことをよく知っているという面では、そういった面でも監査機能強化になると思うのです。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

外部の税理士とか高度な知識というか、その辺を持っている方ということで考えておりますので、元職員とか、そういうことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

山口副議長。

○議員（山口正史君） 山口です。

今の質問に関連すると思うのですが、代表監査委員がいて、これは住民代表。先ほど税理士というお話なのですけれども、町税務とほとんど関係していない。だから、やるとしたら公認会計士とか、そういう形なのかなと思うのですが、お金の面では分かるのですが、私も先日まで監査委員をやっていて、大分監査の内容が変わったのです。

1つ大きく変わったのは何かといたら、業務監査を強力にしろという指針が出たということで、町もそれに伴って監査基準をつくったりしているわけです。今のお話ですと、業務に関しての監査が満たされないのではないかなと思うのです。税理士だろうが会計士だろうが、業務監査というのは、税務署でも監査を私受けたことありますが、本当に会計上の帳簿上の過ちだとか何かをチェックされるのと同時に、その会社なら会社でどういう業務して、それが適切なかどうか、指示命令系統がちゃんと生かされているのかとか、そういう業務的な観点からの監査は別な人がやるのです。ということになると、2人でいいのかなと。元職員が適切なかどうかは別にして、少なくとも業務監査を行えるような観点の人も考えるべきなのではないかなと。2人にこだわらないでと思うのですが、その辺の考えというのはどうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

業務監査的なものに関しては、今リスクの洗い出し等でしておりますので、今現在業務はどなたが見ても、危機管理のリスクというのが分かるようにはしようとしているところでございますので、その辺のあくまで住民からの代表監査委員と、その辺の業務、こういった監査内容、経理内容とか、この辺のたけた人ということで今考えていたところでございますので、今、元職員とか、その辺は全然考えていなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

町内または町外で税理士の仕事や、または公認会計士の仕事をしている人も何人かいらっしゃると思うのですが、その中から1人選出しなければいけないのですけれども、一応そういった多くの専門的な人の中の公募という、逆にそちらのほうからぜひやってみたいとか、そういったことについてはどういふふう

に考えているのかお伺いします。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

これは、あくまでもうちのほうで今思っていた考えなのですが、川越の税務署に登録しております税理士の協会というか、その辺からご選出いただいておりますということと考えておりました。公募というまでは考えていなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） そういった大きな組織的なところと相談して、そこには何社も入っていますので、そうすると割合対象としては広範囲の中から選べるというふうに、そのように捉えていいわけですね。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

登録されている税理士ということで、その中から税理士協会とご相談しながら、やはりこれだけではないですから、税理士さんのお仕事、その辺も相談しながら選任ということを考えておったところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すみません。それについては、今何社ぐらい登録されているかというのについてはいかがですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） ちょっとごめんなさい。税理士、川越税務署にリストが窓口にあります、今手元に持ってきていないのですが、かなりの方が登録されていますので、その中からというあれではないですが、その辺の地区とかも考えながらご相談させていただきたいということは考えております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

監査委員やったことがないので、よく分からないのですが、この条例では選任しないことができるということで、選任はやめてくれというわけではないですよ。そんな中で県のほうでも上尾だけということで、まだそんなに進んでいない中で、三芳町が早々にやりたいという何か特別な理由があるのですか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） お答えいたします。

ご説明したとおり、県内は上尾市だけなのですが、やはり周りの最近新聞等で近隣自治体において、収賄とか横領とか不祥事件が発生したり、そういう報道があったりするところでありまして、条例では改正でこういった選任、監査委員は議員のうちから監査委員を選任しないことができる規定でございますので、今後

のあらゆる監査等のことを考えて、ぜひこういった方向、検討を執行部のほうで進めたいという考えで、今回説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

現状がまずいわけではないということだと思っておりますが、新しい方式というか、やる場合に、その選ぶ方の独立性とか公平性とかいうのは、やはり担保されなければいけないし、そういった中でなおかつ監査機能の充実強化が図れるような選任の仕方というのは、例えば町の都合のいい人を選ぶわけではなくて、何かそういう独立性を担保したり、なおかつただ税理士を選べば今よりいいのかという。税理士さんにもいろんな人がいらっしゃると思うので、特に業務的には若干違うのではないかとと思うのですが、そこら辺、今よりよくなる方法。よくなるとやる意味がないと思うのですが、どういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 総務課長。

○総務課長（高橋成夫君） 先ほどちょっと答弁させていただいたところで、あくまで目的がこの辺の専門性の向上とリスク管理等目的がございます。しっかりした監査をしていくことでございますので、誰でもいいというわけではございませんし、税理士だからっていいわけではないと考えているところで、先ほどの監査基準等こういったところの要件と、町になるべくできれば、考えですが、関わらない公平性、中立性を持った方ということで、その辺の要件等も考えながら、ご紹介していただかないと、自分からなかなか探せないところもございますが、そういった税理士、税務署等々の選任等していただきながら、選任はしていきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で終了ということでしたと思います。

暫時休憩いたします。

(午前10時07分)

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前10時12分)

---

○議長（小松伸介君） ご意見のほうをまとめるというようなお話がございましたけれども、一回会派のほうに持ち帰っていただきまして、次の8月の全員協議会のときまでに皆さんまとめていただければというふうに思います。会派で一本になるのか、個人にもしかしたらなるかもしれませんが、その辺お任せいたしますので、次の全協までに意見をまとめていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

協議事項1については、以上でよろしいでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 8月までに各会派なり、まとまらなければ個人なりで意見を提出するのは分かったのですが、それについて全員協議会という場ですから、全員で協議はされるのでしょうか、それとも出てきたら出たまま、そのまま執行側に投げてしまうのか、ここについてどうお考えでしょうか。

○議長（小松伸介君） 出てきた内容にもよってくるかなというふうに思いますけれども、一本化できるのであれば、そこはやっていきたいとしますので、またご意見のほうを見させていただいてからになると思います。

提出期限なので、第3火曜日が、17が恐らく全員協議会になると思いますので、その前の13日、金曜日ぐらいでよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） ちょっとお盆の時期ですけれども、8月13日の金曜日までにまとめていただきまして、文書で事務局のほうに出していただきたいとしますので、よろしく願いいたします。

では、協議事項1についてはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） では、総務課の皆さん、大変ありがとうございました。

では、以上で協議事項1は終了とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(午前10時13分)

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

(午前10時14分)

---

○議長（小松伸介君） 以上で協議事項のほうは終了とさせていただきます。

---

#### ◎総務常任委員会

○議長（小松伸介君） それでは、4の報告事項のほうに移らせていただきます。

まず初めに、総務常任委員会のほうから報告をお願いいたします。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 皆様、お疲れさまです。総務常任委員会のほうから1点だけなのですが、ご報告申し上げます。

前回の委員会で今年度の避難訓練を開催する旨協議をしたのですが、委員のほうから、やはり避難訓練のほうは行うべきではないかというような意見をいただきまして、今年度9月定例会におきまして、避難訓練のほうを開催、実施したいというふうに思っております。

内容なので、昨年初めて実施させていただきました火災時の避難訓練というので、課題等見つかったこともあり、もう一度火災のほうで避難訓練を行いたいというふうに思っておりますので、皆様のご協力のほどをお願いできればと思います。

また、実施日なのですが、一応9月定例会初日の定例会終了後に実施のほうをさせていただければというふうに考えておりますので、そちらのほうも併せてお願いできればと思います。

以上となります。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しましてご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、総務常任委員会からの報告を終了とさせていただきます。

---

#### ◎議会広報広聴常任委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会のほうから、山口委員長、お願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） 議会広報広聴常任委員会から1点だけなのですが、6月の委員会でもってオンラインの委員会を開催しました。

そこでいろいろありまして、まず機器の設定の問題等がありまして、あと委員の方の参加が遅れたということもありまして、実際に委員会2時から予定していたのが、15分ほど遅れました。その後、委員会をそれで進めていったのですが、途中で回線が切れたという委員の方がお二方いらっしゃいましたりして、やはりそのときの経験で、皆さんの意見もそうなのですが、きちっと練習しないとうまくいかないねということがありましたので、各委員会のほうも練習を兼ねて、オンラインの委員会を開催されたほうが良いというサゼスチョンです。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

総務常任委員会のほうでも、先日は実際には皆さんに委員会室のほうに来ていただいて、委員会のほうを開催させていただいたのですけれども、開催前にはオンラインでやったらどうだというような意見をいただいていたのですが、なかなか委員会の方針というのが決まっていないことから、一回みんな集まって協議のほうをしたほうが良いということで、オンライン会議は前はしなかったのですけれども、今後やはり総務常任委員会としても、オンライン委員会のほうを開催できればなというふうには思っているのですが、今、広報広聴の委員長のほうからお話ありましたけれども、実際に今お話しいただいた回線が途切れたとかというお話ありましたけれども、それ以外に課題等、もし見つかった課題等があれば、参考にさせていただければと思いますので、ご説明のほうをお願いできればと思います。

○議長（小松伸介君） 山口委員長。

○議会広報広聴常任委員長（山口正史君） そのときに見つかった課題ではないのですが、傍聴をどうするかというのは決まっていないでやっているのです。ここもあまりオンライン会議、そんなにいっぱいやるとは思いませんが、やっぱり傍聴の問題をどうするかというのは、議会として考えておかないとまずいなとい



うのを感じました。

以上です。

○議長（小松伸介君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） なければ、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

---

### ◎議会運営委員会

○議長（小松伸介君） 続きまして、議会運営委員会から、菊地委員長、よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。

まずは、9月定例会につきまして、皆さんもご存じだと思いますけれども、定例会の開会が8月30日となりますので、会期日程、運営方法を定める議会運営委員会自体は8月23日になります。ということになりますと、一般質問通告書の受付が18、19、8月16日が議案書の送付日になります。お忘れのないようお願いしたいと思います。

9月定例会におきましても、コロナ禍の下行うという前提で定例会の運営を行いますので、その点も併せてご承知おきいただきたいと思います。

決算特別委員会ですけれども、定数は従来どおり議長、あと議選の監査委員を除く13名です。日数につきましては、4日プラス予備日となります。また、場所は全員協議会室で行うことといたします。運営方法につきましては、3月定例会の予算特別委員会のように各課ごとに行うことといたします。また、事業別決算書をベースに審査をするということになります。予算特別委員会のときには、そのときの事情を考慮して健康増進課を一番最初に持ってきましたけれども、今回特にそういったことはなしにして、原則としては一般会計の歳出の順で行うことといたします。ただし、議会事務局に関しては不測の事態もあるかもしれないので、一番最後に持っていくことにします。

また、前回予算のときに1つの課で一般会計のほかに特別会計等を持っている課がありました。そこで、ちょっと分かりにくい、頭の切替えが必要だということもありますので、1つの課で会計が替わるときには休憩を入れるということにしたいと思います。これは短い時間だとしても、休憩は入れるようにしていただくということになります。

また、財政デジタル推進課と総務課につきましては、財政の面とか、例えば人件費とかいろいろあるかと思いますが、議会からは常にその2つの課については、出席を求めるかどうか協議したところ、議会からは求めないということで決定をいたしましたので、この点もご承知おきいただきたいと思います。なので、例えば全体に関するものであれば、人件費に係るものであれば、総務課のほうが答えやすいということもあると思います。ただし、自分の持っている例えばこども支援課とかだと、いろいろ保育士さんとかが出てくると、やはり担当課で質問されたほうが分かりやすいということもありますので、その辺は質問する側が精査をしていただきたいと思います。なので、多少従来とやり方は違うので、やりにくい面はあるかもしれないのですけれども、今回のコロナ禍ということもあるので、ご承知おき願いたいと思います。

また、全体に関しましては、開会日で総括の質疑等もあるので、そちらにふさわしいというのであれば、そちらで質問していただいても構わないかと思えます。9月定例会については以上となります。

ほかにも今ペーパーレスについても、この前議会運営委員会でデモンストレーションを行いました。議長に対しましては、ソフトについては一長一短があるので、今のところ2つのソフトでどちらにするかということ言っているのですけれども、議会としてはどちらがいいとは言えないので、お任せするという事で議長のほうに報告をしています。

また、タブレットにつきましては、なるべく大きなほうが良いというふうには申し上げたのですが、予算の都合でちょっと難しいという返答が来ていますので、こちらは皆さんご承知かと思えます。ただ、タブレットによっては、附属品がつかないものもありますので、できるだけそういったものはつけていただくようにしていただきたいということで申し上げております。こちらにつきましては、7月中旬に選定と発注までいかどうかということに進んでいるようですが、今後このスケジュールについては、この後正副議長で執行側と話し合いをしていただくということになります。

もう一つ、先ほど9月定例会の議案書の送付日は8月16日と申し上げましたけれども、こちらに関しましては、議会側と執行側のほうでちょっと認識のずれがあるということが発覚しましたので、議長より協議依頼がありましたので、早ければ12月の定例会で1日ずれてしまうということがあります。なので、12月定例会の前に議会運営委員会のほうと総務課と話し合いをして、一本化していきたいというふうに考えています。今後の協議事項となります。

また、もう一つ、会議規則のほうで、会議規則の改正ということで議長から協議依頼がありました。議員が会議等を欠席する場合の理由についてということになります。今のところ、事故という1つの単語でくくられていますけれども、それをもうちょっと介護とか傷病、出産とか、そういったものに分けるということも含めてこれから検討していきたいと思っていますので、ご意見があれば、それぞれ会派の議会運営委員会の委員のほうにお話をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で議会運営委員会の報告を閉じさせていただきます。

---

#### ◎政策検討会議

○議長（小松伸介君） 最後に、政策検討会議のほうから、山口座長、お願いいたします。

○副議長（山口正史君） 山口です。

政策検討会議からの報告ですが、1回目やりまして、それで次の会議の開催を、執行側の藤久保地域拠点施設の今後のスケジュールが出て、それを見定めた上でやるということで決めていましたので、そのスケジュールを待っていたのですが、実際出てきたのが15日です。それで、今週は22日から23日と休みで、あと委員の方も今月末はスケジュールが入っているということで、今のところ8月2日に2回目の委員会をやる予定にしております。もし執行側から出てきたスケジュール、御覧になりたい方がいらっしゃいましたら、必ず会派に委員の方がいらっしゃるので、その方に見せていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で政策検討会議の報告を閉じさせていただきたいと思います。

---

#### ◎その他

○議長（小松伸介君） それでは、5番のその他に移らせていただきます。

皆様から何かございますでしょうか。

私のほうからは、先ほど来お話のありました9月定例会の決算特別委員会の正副の委員長決りをさせていただきたいというふうに考えております。

まずは、正の委員長のほうから決めていきたいというふうに思っておりますけれども、我こそはという形で自薦でお手をお挙げになられる方がいらっしゃれば、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔立候補者挙手〕

○議長（小松伸介君） 鈴木議員から手を挙げていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、正は鈴木議員でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、副なのですけれども、こちらまず自薦からいきたいと思いますが。

〔立候補者挙手〕

○議長（小松伸介君） 吉村議員、ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

では、吉村議員から手が挙がりまして、副委員長は吉村議員でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、吉村議員、よろしくお願ひいたします。

では、皆様から手を挙げていただきまして、スムーズに決めさせていただきました。もう一度確認をさせていただきます。決算特別委員会の正の委員長に鈴木議員、副委員長に吉村議員で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、その他、ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（小松伸介君） 事務局は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。マイクをお返しいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしくお願いします。

○副議長（山口正史君） 皆様、早朝から大変暑い中、ご苦労さまでございました。

今日の協議事項ということで、議選の監査委員に関することについての条例の改正について、これに関しては会派内で調整いただいて、会派内でまとまれば、それでその意見を8月13日までに事務局のほうに提出していただくと。会派内でまとまらない場合は、個人の意見でも構わないと思いますので。それをもって、その次の全員協議会で、議会として一本化できるのかどうかを検討することになると思います。

それから、特に報告事項はありませんが、もう一つ大事なことで、9月の決算の特別委員会の委員長には鈴木議員が正で、それから副委員長としては吉村議員が副ということでお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

慎重審議、大変ありがとうございました。以上で終了といたします。

（午前10時30分）